

1. 維持管理概要

管理員による主な管理事項は以下のとおりである。

(1) 埋立地

- ①ごみの搬入、敷均し、覆土 ②散水
- ③構造物の定期点検 ④清掃

(2) 浸出水処理施設

- ①搬入管理（計量） ②運転管理（機器調整、処理性能）
- ③定期点検（機器等） ④薬品補充
- ⑤汚泥搬出 ⑥清掃

(3) 埋立前処理施設

- ①定期点検（処理性能、機器故障等） ②運転管理（機器調整、処理性能）
- ③粗大ごみ解体、投入等

2. 搬入時間および方法

(1) 搬入時間

搬入時間は、8:45 から 17:00 を予定している。運搬は、指定車両により行い、運搬中の廃棄物の飛散および保有水の漏洩、悪臭の発散がないよう十分配慮して行う。

(2) 搬入から退場まで

①搬入、計量（ごみ質を確認）

ごみ質の確認は、搬入車両ごと目視により確認を行い、生ごみについては堆肥化施設へ、可燃物についてはストックヤードへ、不燃物については前処理施設へ搬入する。

②埋立地進入（目視によりごみが乾燥していると思われる場合は、ダンピング時の飛散防止を目的に散水を行う。）

※不燃ごみおよび粗大ごみは埋立前処理施設へ搬入する。

③ダンピング

④退場（タイヤ等にごみが付着している場合は洗車を行う）

3. 浸出水処理施設処理水質

水質項目	放流水質
pH	5.8～8.6
BOD	10 mg/L 以下
COD	10 mg/L 以下
SS	10 mg/L 以下
T-N	10 mg/L 以下
大腸菌群数	3,000 個/cm ¹⁰⁰ 以下
上記以外の排水基準の全項目	排水基準値以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下

（放流水の水質検査の結果、排水基準を超えているときの対応について）

- ・放流を停止し、原因究明に努める。

4. 環境保全対策

(1) 環境保全対策

本計画では、生活環境影響評価を実施して、建設・供用に伴う環境影響を把握し、万全の環境保全対策を行う方針とする。

なお、次表に現時点における環境保全対策を示す。

区 分	問 題 点	対 応 策
施設建設時	造成による土砂流出	仮設沈砂池、土砂流出防止堰堤
	工事の騒音、振動	工法、機械の選定 工事車両の適正運行
埋立中	浸出水による公共用水域及び地下水の汚染	浸出水処理施設、貯留構造物 モニタリング、遮水工
	発生ガスによる悪臭、火災	覆土、消火設備、ガス抜き設備
	そ族、昆虫、鳥による被害	覆土の励行
	風による廃棄物の飛散	覆土の励行
	土砂、廃棄物の流出	貯留構造物、覆土
	埋立地内への雨水地下水流入	外周水路、地下水集排水管、遮水工
	景観	覆土等
完了後	施設の維持管理	モニタリングシステム及び維持管理体制の確立
	景観	跡地利用計画

(2) 水質測定項目および頻度

① 埋立開始前

埋立地の上下流に設けるモニタリング井より地下水を採水し、下記の検査を行う。

- ・地下水環境基準項目
- ・ダイオキシン類
- ・電気伝導率及び塩化物イオン

② 埋立中、埋立終了後

区 分	調査箇所	調査頻度	調 査 事 項
日降水量	浸出水処理施設	毎 日	気温、降水量等
日浸出水量	浸出水調整設備 浸出水取水設備	毎 日	日浸出水量、浸出水調整設備容量 埋立地内水位等
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎 日	流入水量、処理水量、水温、pH 等
埋立地水質	浸出水処理施設流入部 (原 水)	1 カ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1 カ年ごと	基準省令の排水基準等項目
	浸出水処理施設流出部 (処理水)	1 カ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1 カ年ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
	地 下 水 (モニタリング井)	1 カ月ごと	電気伝導率及び Cl ⁻
		1 カ年ごと	基準省令地下水等検査項目 ダイオキシン類
バックグラウンド	地 下 水 (1 カ所)	1 カ月ごと	電気伝導率及び Cl ⁻
		1 カ年ごと	基準省令地下水等検査項目 ダイオキシン類

5. その他

(1) 残余容量

残余の埋立容量について、一年に一回以上測定し、かつ、記録する。

(2) 閲覧場所

一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、必要な事項を記録した書類について、閲覧場所は本処分場、閲覧時間は 9:00～17:00 を予定する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（１／３）

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地外周に忍び返し付きネットフェンスを設置する (H=2.0m)。即日覆土の励行
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	規定物（計画埋立廃棄物）以外の搬入防止、即日覆土の励行
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化器その他の消火設備を備えておくこと。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行、浸出水調整設備の利用および処理施設内等に消化器を設置する。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行により対処する。必要に応じて殺そ剤を散布する。
5 前項第 1 号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第 17 号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第 1 号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	ネットフェンスおよび門扉により侵入を防止する。
6 前項第 2 号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書替えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員（管理技術者または施設の維持管理員）により管理を行う。
7 前項第 4 号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第 5 号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	法面部を埋め立てる場合は、事前に鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面に保護土を施す。
9 前項第 5 号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な点検、水質検査により監視する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（２／３）

維持管理技術基準	管理計画
10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる２以上の場所から採取され、又は地下水排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる２以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。 イ．埋立処分開始前に別表第二の上覧に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。 ロ．埋立処分開始後、地下水等検査項目について１年に１回（ただし書に規定する最終処分場にあつては、６月に１回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。 ハ．埋立処分開始後、電気伝導度又は塩化物イオンについて１月に１回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、ただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。 ニ．ハの規定により測定した電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	埋立地上下流に設けるモニタリング井および埋立地内の地下水集水ピットにより地下水水質を検査する。地下水集水ピットにおいては、pH、電気伝導度の常時観測を行う。調整槽容量についても常時確認する。検査記録については、埋立地廃止まで保管する。 （水質悪化時の対策案） 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因調査、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境保全上必要な措置を講じ、速やかに空知支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策課へ連絡する。
11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	管理員より、早急に検査、報告等を行う。
12 前項第５号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	外周側溝により場外へ排水する。定期的な清掃により、速やかな排水を行う。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（3／3）

維持管理技術基準	管理計画
13 前項第 5 項ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれのあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	浸出水調整槽を設ける。コンクリートのひび割れ等を管理員により定期的に点検する。
14 前項第 5 号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有率（別表 第一の備考 4 に規定する場合に限る。）について 1 月に 1 回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1 年に 1 回）以上測定し、かつ、記録すること。	管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査（原水、処理水）を行う。また、設備等異常時の通報設備を設ける。 （排水基準値超過時の対策案） 放流水の水質検査の結果、排水基準を超過した場合、水質悪化の原因を調査するとともに、放流水を調整槽へ返送する等、生活環境保全上必要な措置を講じ、放流を開始するにあたっては、排水基準以下であることを確認したうえで、放流を再開する。
15 前項第 6 号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	管理員により定期的に点検し、管理を行う。
16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	埋立ガス処理施設を設けガスを排除する。
17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下、この号及び次条第 2 項第 1 号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第 5 号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。	最終覆土として、粘性土等により 50cm 以上の覆土を行う。また、埋立地表面に排水勾配を設け、雨水の浸透を抑制し側溝を設けて排水を行う。
18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。	定期的に点検、補修を行う。
19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	維持管理日報を作成し、施設内に常備する。なお、残余容量については、年に 1 回以上測定し、記録する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

維持管理基準	管理計画
1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。 ロ. 埋立処分開始後、1 年に 1 回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りではない。 ハ. 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準命令」という。）第 1 条第 2 項第 10 号ハ（同令第 2 条第 2 項第 3 号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。	埋立地上下流に設けるモニタリング井で採水し検査する。検査記録については、埋立地廃止まで保管する。
2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	管理員等により原因調査と対策を実施する。
3 基準命令第 1 条第 1 項第 5 号へ（同令第 2 条第 1 項第 4 号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ. 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 7 号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第 15 条第 2 項第 7 号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 年に 1 回以上行い、かつ、記録すること。	管理員等により定期的な点検管理をするとともに、定期的な水質検査を行う。

『立札』（例）

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準第 1 条 2 の規定により本処分場の入口の見やすい場所に下図に示す立札（例）を設置する。

様式第 1（第 1 条関係）

25cm		一 般 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場		
25cm	一般廃棄物の種類	可燃物、破碎不燃物、し尿処理汚泥、焼却残渣		
25cm	埋立処分の期間	平 成 1 9 年 4 月 ～ 平 成 3 4 年 1 月		
25cm	管 理 者 名	美唄市長 桜井 道夫	連絡先	美唄市市民部生活環境課 TEL 0126-62-3145
50cm50cm25cm				
200cm				

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第3条第3号

施行令（第3条第3号）	本施設の対応
イ 埋立処分は、次のように行うこと。 (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。 (2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。	・山間地を造成して埋立地を建設する。 ・門囲障設備、立札、看板等により埋立地を明確にする。
ロ 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。	・遮水工および浸出水処理施設を設ける。
ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しゃく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、埋立地の面積が1万㎡以下または埋立容量が5万㎡以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。	・概ね高さ3mごとに50cmの覆土を施す。
ニ 埋立地には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	・規定物以外の搬入防止、覆土の励行により対処する。
ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。	・50cm以上の最終覆土を施す。
ヘ～チ（略） リ ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻またはばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。 (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、梱包する等必要な措置を講ずること。 (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、および流出しないよう、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	・広域焼却施設（H24 稼働予定）から排出される焼却残渣（飛灰）は、適正な処理を行った後、固化物として本処分場へ搬入される予定である。 ・運搬中は飛散のないよう十分な措置を施すとともに、洗車場において洗車を行ってから退場する。 ・飛散防止設備の設置とともに、即日覆土等により対処する。